

## 新旧対照表

### (1) 預金共通規定

[変更後]	[変更前]
<p>13. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>(4) <u>3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(5) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

(2) 普通預金規定

[変更後]	[変更前]
<p>8. (解約等)</p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 同右</p> <p>①同右</p> <p>②同右</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④同右</p> <p>(3) 同右</p> <p>(4) 同右</p>	<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>② この預金の預金者が預金共通規定8条第1項に違反したとき (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前第2項、第3項および預金共通規定2条によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求めるときには、通帳を持参のうえ、当組合所定の書面に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

(4) 貯蓄預金規定

[変更前]	[変更後]
<p>8. (解約等)</p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 同右</p> <p>①同右</p> <p>②同右</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④同右</p> <p>(3) 同右</p> <p>(4) 同右</p>	<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>② この預金の預金者が預金共通規定8条第1項に違反したとき (新設)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前第2項、第3項および預金共通規定2条によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合所定の書面に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>